

毎週火、金曜日発行（但し休日は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物登録

# 鳥取県公報

目

次

附

則

鳥取県法令審査会規程の一部を改正する規則  
第十六条の一部を次のように改正する。  
第八条中「二十部」を「三十部」に、「総務課」を「広報文書課」改める。

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第二百三十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十八年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取県規則第二十四号

鳥取県知事

石 破 二 朗

昭和三十八年五月十四日

鳥取県法令審査会規程の一部を改正する規則をここに

## 規 則

- ◆規則 鳥取県法令審査会規程の一部を改正する規則
- ◆告示 森林法による保安林の解除予定
- ◆人委規則 職員の懲戒の手続及び効果に関する規則
- 土地の公用廃止
- 肝てつ駆除法による牛の肝てつ検査及び投薬
- 家畜伝染病予防法による牛の肝てつ検査及び
- の一部を改正する規則

日野郡日野町高尾字井手の谷下モ平ラ二五三ノ一字

00610

(第3種郵便物  
記)

昭和38年5月14日 火曜日 鳥取県公報 第3427号

00611

(第3種郵便物  
記)

昭和38年5月14日 火曜日 鳥取県公報 第3427号

井手ノ谷上ミ平ラ二六八（以上二筆について「次の図」に示す部分に限る。）

### 二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### 三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第二百三十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十八年五月十四日

鳥取県知事 石 破 三 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜（「次の図」に示す部分に限る。）

### 鳥取県告示第二百三十九号

次の土地は昭和三十八年五月十日から公用を廃止した。

昭和三十八年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

地

面

積

鳥取市湖山町字八町田一一二、一	水路敷	一一一坪
一四四、一二四、一二七、一三六、一	一四〇、一四九、一五一	一四九、一五一
一三八、一四八	一四九、一五一	一四九、一五一
番地先	番地先	番地先
鳥取市湖山町字八町田一二五、一	道路敷	四六坪五勺
二六、一三七、一三九、一五〇番地先		

鳥取県告示第二百四十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基き、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 実施の目的 肝てつ症予防のため

二 實施の区域及び場所 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし生後三ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

四 實施期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

検査……皮内注射反応、虫卵検査

投薬……ビチノール製剤投与

別表

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

### 三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県人事委員会規則第二十六号

この規則は、公布の日から施行する。

実施期日 実施区域 実施場所

五月十七日 気高郡気高町瑞穂地区 気高郡氣高町土居、下坂本

〃 十八日 〃 浜村地区 気高郡氣高町姫路、浜村

### 人事委員会規則

職員の懲戒の手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年五月十四日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

### 鳥取県人事委員会規則第二十六号

職員の懲戒の手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

職員の懲戒の手続及び効果に関する規則（昭和二十六年九月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を削り、第五条を第三条とする。

この規則は、公布の日から施行する。